

リース機器等に係る 総合補償制度のご案内



基本補償内容	補償限度額	免責金または負担金	補償対象となる事故例	補償対象とならない事故例
<p>動産総合補償</p> <p>プレート付き自動車を除く機械・器具自体の偶然な事故(火災・落雷・爆発・風災・水災・盗難・破損)による損害を補償します。</p> 	<p>全損の場合 時価額</p> <p>部分損の場合 修理費認定額</p>	<p>動産事故 免責金 なし 負担金 3千円～100万円 (商品によって異なります)</p> <p>※全損・盗難の場合は最低時価額または100万円のいずれか低い額 ※事故発生日から1年以内に損害額100万円を超え、全損・盗難による事故が1回目の場合は、100万円を超える金額の最低10%、2回目最低40%、3回目最低70%を加算した合計を負担金とします。</p>	<p>① 保管中の機械が何者かにより放火されて焼失した。 ② 保管中の機械が何者かにより盗まれた。 ③ 作業中に誤って転倒し、機械を破損してしまった。 ④ 作業中に落下してきた岩石・資材と接触して機械が破損した。 ⑤ 他の車両と衝突して破損した。</p> 	<p>① 故意または重大な過失、法令違反に起因する損害 ② あらかじめ損害が予測される現場(トンネル・地下工事等)での使用に起因する損害 ③ 操作に資格を有する機械の無資格による使用に起因する損害 ④ 詐欺・横領等の不正行為に起因する損害 ⑤ 警察への盗難届のない損害 ⑥ 置き忘れ・紛失損害 ⑦ ベルト、ワイヤーロープ、ハンマー部分、フォーク・ドリル、バケット、ショベル、シュウ、ホイール、ガラス部分、消耗品または消耗材、運転資材(潤滑油・燃料)に関する破損・盗難等の単独損害 ⑧ 機械の瑕疵、電氣的・機械的事故および管理・点検等の作業ミス(エンジン焼付けや配線トラブル、コード類の破断)、機械自体への加工を施したことに起因する損害 ⑨ 消耗・磨耗・さび・変色・腐敗等による汚染損害 ⑩ 地震・噴火による津波に起因する損害</p>
<p>賠償責任補償</p> <p>操作ミスや作業ミスに起因した、第三者への法律上の損害賠償責任(人身・物損事故とも)を補償します。</p>	<p>対人事故 1名につき5,000万円 1事故につき2億円</p> <p>対物事故 1事故につき1,000万円</p>	<p>対人事故 免責金 なし 負担金 なし</p> <p>対物事故 免責金 10万円</p> <p>※事故発生日から1年以内に損害額100万円を超え、全損・盗難による事故が1回目の場合は、100万円を超える金額の最低10%、2回目最低40%、3回目最低70%を別途負担金とします。</p> 	<p>① 現場保管中に、ブレーキが甘く暴走し、子供にケガをさせた。 ② 接続したブレーカーのホースが外れホース先端が通行人にあたり、ケガをさせた。 ③ 建設機械が倒れて隣接する民家を損壊させた。</p>	<p>① 故意または重大な過失、法令違反に起因する損害 ② 同一工事関係者の所有、使用、管理する財物に与えた損害 ③ 同一工事関係者の従業員または下請負人の身体障害による損害 ④ 地下工事、基礎工事または掘削工事等に伴う地盤変化(土地の沈下、隆起、土砂崩れ、軟弱化、土砂の流出)に起因した事故による損害 ⑤ 公道を走行中の事故による損害</p>
<p>自動車災害補償</p> <p>プレート付き自動車(ダンプカー・各種トラック・クレーン付トラック・散水車・高所作業車・タイヤローラー)等の運行・使用・管理に起因する事故を補償します。</p>	<p>対人賠償 無制限</p> <p>対物賠償 1事故につき無制限</p> <p>搭乗者傷害 1,000万円</p> <p>自車両の損害 ・時価額(全損時) ・修理費(部分損)</p>	<p>対人賠償 免責金 なし 負担金 なし</p> <p>対物賠償 免責金 10万円</p> <p>※事故発生日から1年以内に損害額100万円を超え、全損・盗難による事故が1回目の場合は、100万円を超える金額の最低10%、2回目最低40%、3回目最低70%を別途負担金とします。</p> <p>搭乗者傷害 免責金 なし 負担金 なし</p> <p>車両損害 負担金 5～100万円 (商品によって異なります)</p> <p>※全損・盗難の場合は最低時価額または100万円のいずれか低い額 ※事故発生日から1年以内に損害額100万円を超え、全損・盗難による事故が1回目の場合は、100万円を超える金額の最低10%、2回目最低40%、3回目最低70%を加算した合計を負担金とします。</p> 	<p>① 脇見運転が原因で歩行者をはね、死傷させた。 ② 不注意で、他の車両や建物等の他人の財物を破損した。 ③ 衝突や火災、盗難等で弊社の車両が破損した。</p>	<p>① 故意または重大な過失、法令違反に起因する損害 ② 同一工事関係者の所有、使用、管理する財物に与えた損害 ③ 同一工事関係者の従業員又は下請負人に与えた身体障害による損害 ④ 運転免許無資格者、飲酒、覚醒剤等の正常な運転が出来ない恐れのある状態での事故 ⑤ 弊社への承認を得ずに使用または管理中に発生した事故 ⑥ 警察への盗難届のない事故、詐欺または横領によって生じた損害 ⑦ 事故相手の特定が出来ない事故 ⑧ 機械の瑕疵、故障、電氣的・機械的事故、またタイヤに生じた損害</p>

■補償内容は2023年1月末時点のもので、後日予告なく変更する場合がございます。
■免責金は非課税、負担金は課税となります。

1 高所作業車
2 レンタカー
3 掘削機械
4 環境管理機械
5 整地運搬機械
6 土木機械
7 発電機溶接機
8 ボンプ
9 小物機械
10 建築機械
11 オートハブス
測定器
12 + 補償制度その他

1 高所作業車
2 レンタカー
3 掘削機械
4 環境管理機械
5 整地運搬機械
6 土木機械
7 発電機溶接機
8 ボンプ
9 小物機械
10 建築機械
11 オートハブス
測定器
12 + 補償制度その他

万が一事故が起きたときは…!

～事故現場での処置～

1. 負傷者の救援は最優先に!

※事故によってケガをされた方がいる場合は、まず応急処置、救急車の手配、病院への搬送等、出来るだけの救護を最優先して行いましょう。(軽いケガの場合でも病院で診察を受けるようにしましょう。)

2. 事故車両を安全な場所へ移動する!

※事故が発生した場合は、二重事故や交通渋滞を防ぐ為に車両を安全な場所へ移動させましょう。
※工事現場内での物損事故は、損害が拡大しないよう応急処置をしましょう。

3. 警察への事故届けを!

※事故発生の際は、たとへ軽微な事故であっても必ず警察に届けて下さい。
※人身事故の場合は、人身扱いの届出が必要となります。
※火災の場合は、消防署への連絡が必要です。

4. 速やかに弊社・担当営業社員までご連絡を!

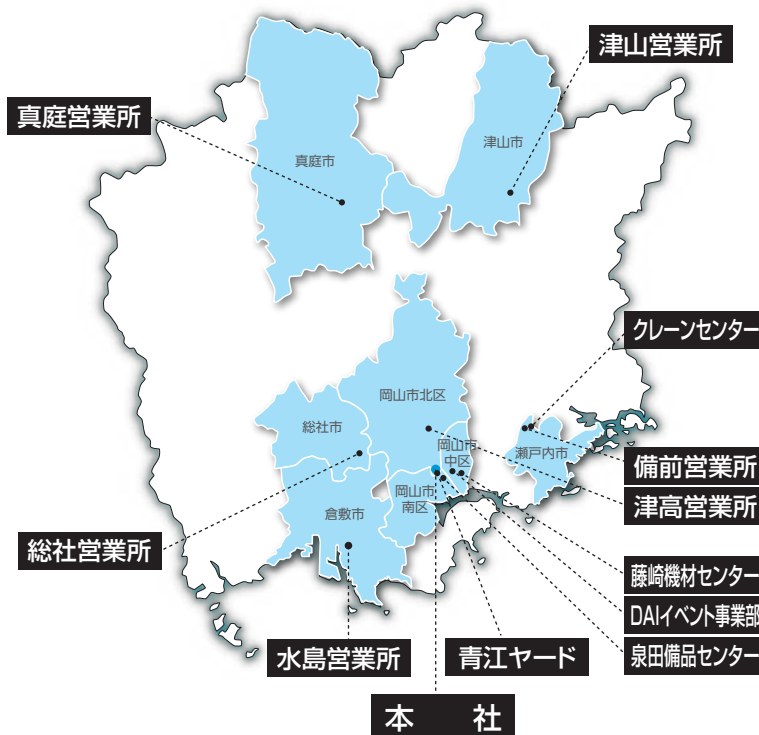
事故の内容について速やかにご連絡下さい。

- ① 事故発生日時
 - ② 事故発生場所
 - ③ お客様の運転車名・会社名・連絡先(住所・電話番号)・事故車の登録番号
 - ④ 事故の状況
 - ⑤ 相手方の氏名・連絡先(住所・電話番号)・会社名・登録番号等
- ※人身事故の場合・・・ケガの内容、病院名、電話番号
※物損事故の場合・・・被害物の名称、車両の場合は登録番号、損害内容、修理業者等

- 盗難事故の場合は、警察へ「盗難事故」として被害届出を必ずおこなって頂きます。
なお、「紛失・置忘れ」等、管理不十分の場合は補償対象外となります。
- 自動車災害補償・賠償責任補償の対象となる事故が発生した際、お客様が労働者災害補償保険・建設工事保険・賠償責任保険等を別途ご契約されている場合は、その保険を優先して頂きます。
- 対人事故・対物事故いずれの場合も、事故現場で相手方と安易な示談(約束)を行わないようご注意ください。(弊社了解のない示談は補償対象外となり、相手方からの賠償請求等につきましては、お客様負担とさせていただきます。)
- 事故により相手方からの損害賠償の請求を受け、かつ、当社の補償制度による解決にお客様が同意している場合、相手方との折衝・示談または調停もしくは訴訟の手続きに対して、お客様は当社からの求めに応じ、その遂行について当社にご協力して頂きます。
- 保険金が給付されない損害及び給付される保険金額を超える損害については、お客様の負担とさせていただきます。
- 当社がおお客様の負担すべき損害金を支払ったときは、お客様は直ちに当社の支払額を当社に弁済して頂きます。

- 本社
岡山市北区青江2-8-45 〒700-0941
TEL:(086)224-5161(代)
- 水島営業所
倉敷市中畝7-29-1 〒712-8051
TEL:(086)456-3311(代)
- 津高営業所
岡山市北区津高72-1 〒701-1152
TEL:(086)256-6611(代)
- 真庭営業所
真庭市開田439-1 〒719-3111
TEL:(0867)52-5355(代)
- 備前営業所
瀬戸内市長船町福岡1362 〒701-4265
TEL:(0869)26-6611(代)
- 総社営業所
総社市金井戸442-1 〒719-1114
TEL:(0866)94-8877(代)
- 津山営業所
津山市河面1195-1 〒708-1115
TEL:(0868)35-0020(代)
- DAIイベント事業部
岡山市中区平井1109-7 〒703-8282
TEL:(086)274-2211(代)
- 泉田備品センター
岡山市南区泉田2-6-12 〒700-0944
TEL:(086)264-2131(代)
- 藤崎機材センター
岡山市中区藤崎492-1 〒702-8006
- クレーンセンター
瀬戸内市長船町福岡1357 〒701-4265
- 青江ヤード
岡山市北区青江5-24-7 〒700-0941

本社・営業所所在地



資格

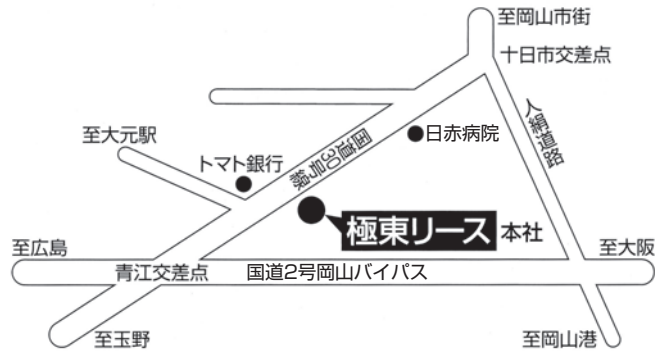
- 建設機械レンタル管理士
- 建設機械整備士
- 検査業所属検査者(高所作業者)
- 検査業所属検査者(フォークリフト)
- 検査業所属検査者(整地運搬積込み及び掘削)
- 検査業所属検査者(締め固め機械)
- 可搬型発電機整備技術者
- 第三種自家用発電設備専門技術者
- 二級ガソリン自動車整備士
- 二級ディーゼル自動車整備士
- 三級シャーシ整備士
- 小型移動式クレーン定期自主検査者
- 危険物取扱(乙種四類)
- ガス溶接(技能講習)
- 一級土木施工管理技士
- 二級建築施工管理技士
- 石油機器技術管理士
- 車両系建設機械運転(技能講習)
- 不整地運搬車運転(技能講習)
- 車両系建設機械運転解体用(技能講習)
- 床上操作式クレーン運転(技能講習)
- 床上操作式クレーン運転(5t未満)
- 高所作業車運転(技能講習)
- 移動式クレーン
- 小型移動式クレーン(技能講習)
- フォークリフト運転(技能講習)
- 玉掛け(技能講習)
- ローラー運転業務
- ゴンドラの運転
- アーク溶接の業務
- 低気圧電気取扱業務
- 医療機器販売賃貸管理者
- 国内旅行業務取扱管理者

History of KYOKUTO LEASE

- 1969年 9月 岡山市青江にてトラッククレーン事業開始
- 1971年 2月 岡山市千鳥町に移転しレンタル事業開始
- 1972年12月 岡山市豊成に移転
- 1978年 9月 鋼材リース事業開始
- 1979年 5月 瀬戸内鋼材リース(株)設立(鋼材リース事業を分離独立)
- 1982年 9月 水島営業所開設
- 10月 岡山市青江に移転
- 1987年 9月 サンレンタル(株)設立(備品レンタル事業を分離独立)
- 1993年10月 備前営業所開設
- 1996年12月 クレーンセンター開設
- 1997年10月 総社営業所開設
- 1998年 4月 津高営業所開設
- 10月 青江ヤード開設
- 1999年 7月 真庭営業所開設
- 2016年 9月 津山営業所開設
- 2019年 7月 指定自動車整備事業開始
- 2020年 5月 DAIイベント事業部開設(株DAIを吸収合併)
- 5月 一般貨物運送事業開始
- 2021年 5月 泉田備品センター開設
- (サンレンタル(株)の備品レンタル業務を吸収)
- 7月 藤崎機材センター開設

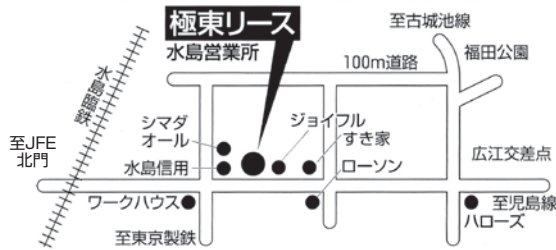
本 社

岡山市北区青江2丁目8番45号 〒700-0941
 TEL(086)224-5161(代)
 FAX(086)224-4146
<https://www.kyokuto-lease.co.jp>
 E-mail:hoel@kyokuto-lease.co.jp



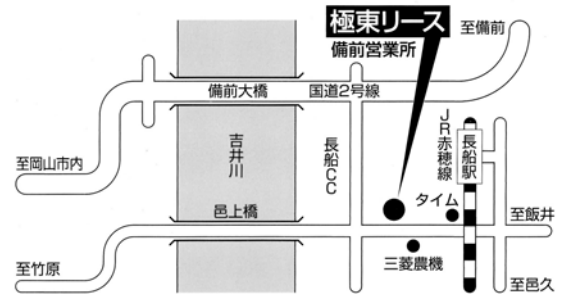
水島営業所

倉敷市中畝7丁目29番1号 〒712-8051
 TEL(086)456-3311(代)
 FAX(086)456-4464



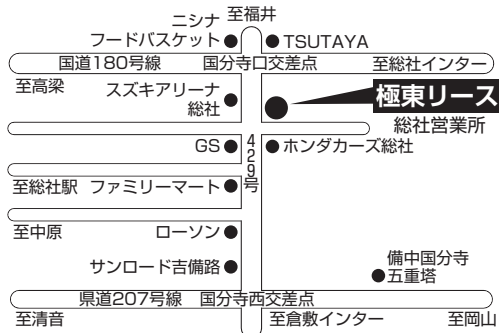
備前営業所

瀬戸内市長船町福岡1362 〒701-4265
 TEL(0869)26-6611(代)
 FAX(0869)26-6000



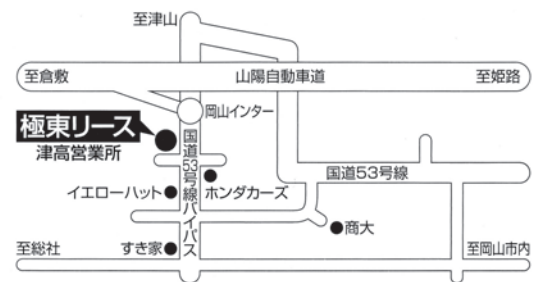
総社営業所

総社市金井戸442-1 〒719-1114
 TEL(0866)94-8877(代)
 FAX(0866)94-8878



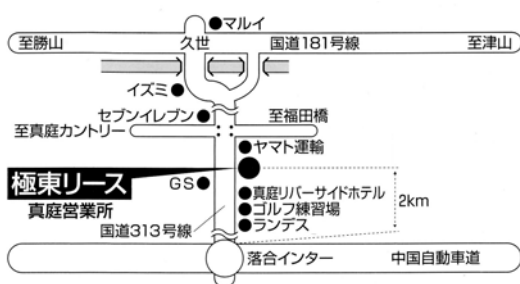
津高営業所

岡山市北区津高72-1 〒701-1152
 TEL(086)256-6611(代)
 FAX(086)256-6677



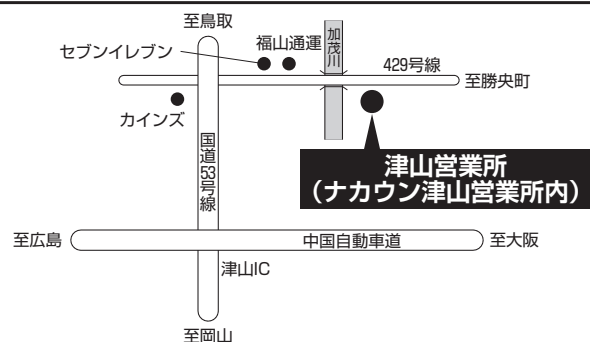
真庭営業所

真庭市開田439-1 〒719-3111
 TEL(0867)52-5355(代)
 FAX(0867)52-4110



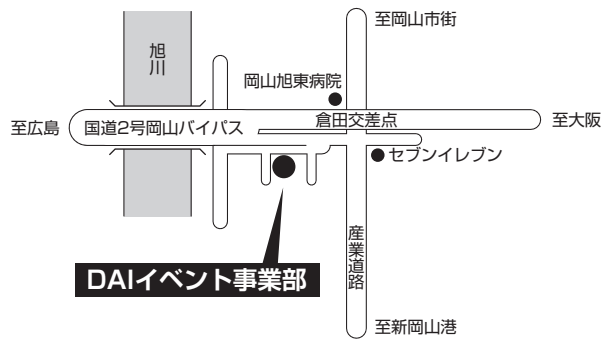
津山営業所

津山市河面1195-1 〒708-1115
 TEL(0868)35-0020(代)
 FAX(0868)35-0021



**DAI
イベント事業部**

岡山市中区平井1109-7 〒703-8282
TEL(086)274-2211(代)
FAX(086)274-3080



泉田備品センター

岡山市南区泉田2丁目6-12 〒700-0944
TEL(086)264-2131(代)
FAX(086)264-2733

